

令和2年度

小松市降雪対策計画書

令和2年11月

都市創造部道路河川課  
市民共創部防災安全センター

# 目 次

## 令和2年度小松市降雪対策

第1.目的 .....	1
第2.基本方針 .....	1
第3.概要 .....	2
第4.実施計画 .....	4

## 令和2年度小松市雪害対策

第1.目的 .....	11
第2.基本方針 .....	11
第3.本部の設置 .....	11
第4.本部の組織・構成 .....	11
第5.本部員会議 .....	11
第6.雪害態勢 .....	12

# 令和2年度 小松市降雪対策

## 第1. 目的

冬期間において、物資の輸送及び通勤・通学等の市民生活に支障をきたさないよう、雪に強い降雪体制を構築し、円滑な道路交通を確保するため、以下の4項目の基本方針により、道路除雪に万全を期する。

## 第2. 基本方針

### 1 降雪体制の強化

降雪体制を「注意・初動・警戒・雪害・災害」の5段階とし、積雪観測地点（南加賀土木総合事務所）の積雪深や気象情報等を基に、速やかに体制を移行し強化を図る。

「注意体制」では、気象台、国土交通省等からの気象情報を収集し、初期出動は現地での積雪観測により積雪量が10cmを超えたときとする。

特に、「警戒態勢」に移行した場合には、国土交通省金沢河川国道事務所の「情報連絡本部」、石川県南加賀土木総合事務所の「地域防雪連携本部」と連携するとともに「広報情報センター」を設置することにより、情報の収集・共有を強化し、交通規制、渋滞対策、事故対策、排雪対策についても調整・協議を行う。

更に、「雪害態勢」となった場合には、全庁的な態勢とし、さらなる情報収集・連携態勢の強化を図り、市全体で雪害、災害対策に取り組む。

### 2 道路機能に応じた交通ネットワークの優先的確保

大雪時には、道路機能に応じて除雪を行い、幹線道路及びその代替道路、救急告示病院や消防署へのアクセス道路を優先的に確保する。また、幹線道路で稼働する除雪車両50台にGPSを設置し、リアルタイムで車両の位置情報を把握するとともに、走行履歴、作業時間を自動で登録し、除雪作業及び業務管理の効率化を図る。

### 3 地域の絆、共助による除雪力の向上

大雪時には、町内会、自主防災組織、PTA・保護者会など、市民共創により、狭隘な生活道路や通学路、歩道の除雪力の向上を図る。

また、市が設置する排雪場所の他に、町内会・地域住民が主体的に臨時堆雪場所を設置することで、生活道路の確保を図る。

更に、消防団に配備した小型除雪機械を活用することで、消防団車庫前、消火栓は基より、車庫付近の通学路、生活道路、歩道など、共助による除雪力の向上を図る。

### 4 市民・企業への速やかな情報提供による除雪作業の効率化

降積雪状況や交通規制状況などの情報について、防災無線、防災メール、市ホームページ、SNS、結ネット、LINEで防災などにより、速やかに市民・企業へ情報提供し、時差出勤や部分休業などを促すことで、除雪作業の効率化を図る。

また、降雪期前には、市ホームページや広報誌等を活用し、冬用タイヤの早期交換や路上駐車禁止、住民の降雪への備えなどの啓発に努める。

更に、積雪状況に応じ、除雪状況、事故・渋滞情報等のタイムリーな情報発信に努める。

## 第3. 概要

### 1 車道除雪

除雪道路延長 L=700km（市道 L=約 556km、W=4m 以上の町道 L=約 144km）について除雪を行う。

#### (1) 降雪体制の強化

早朝除雪を基本とする。日中においても降積雪状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール調査結果に基づき、出動時期を適切に判断し、迅速に除雪を行う。

降雪対応を注意・初動・警戒・雪害・災害の5段階とし、積雪観測地点（南加賀土木総合事務所）の積雪深や気象情報等を基に、速やかに体制を移行し強化を図る。また、10cm以上の降雪が予測される時、除雪委託者に降雪量予測のメールの配信等を行い、出動に備える。

#### (2) 幹線市道の冬期交通の確保

幹線市道については、最優先の除雪を行う。大雪時には、道路機能に応じて除雪を行い、幹線道路及びその代替道路、救急告示病院や消防署へのアクセス道路を優先的に確保する。

#### (3) 除雪連携の強化

重要な幹線市道は、国・県等と連携し出動の時間差や連続的な除雪により同一な路面状況を確保し、冬期道路交通ネットワークを強化する。

### 2. 歩道除雪

歩道除雪は、主に通学路や公共施設等の人通りの多い路線において、雪みち計画に基づき、地元住民の協力を得ながら実施することを基本としている。

石川県より借受けしている小型除雪機械、小松市保有の小型除雪機械により歩道及び通学路の除雪を実施する。また、町内会の小型除雪機械及び各消防団に配備した小型除雪機械等を活用し、周辺の歩道及び通学路の除雪など、共助による除雪力の向上を図る。

### 3. 排雪

住宅密集地や人家連たん部の狭隘(きょうあい)な道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施する。市内に2箇所(安宅海浜公園野球場横、こまつドーム第3駐車場)の排雪場所を指定し、積雪量が概ね30cmを超えた場合に開設し、更に降雪状況により、臨時排雪場所を確保する。また、市が設置する排雪場所の他に、町内会・地域住民が主体的に、臨時堆雪場所を30箇所程度設置することで、生活道路の確保を図る。

#### 排雪場所

- ①安宅海浜公園野球場横
- ②こまつドーム第3駐車場

### 4. 路面凍結対策

急勾配・急カーブ・橋梁・日陰区間等、散布の必要を認めた区間について凍結防止剤散布を行い、スリップ事故等の防止に努める。

## 5. 除雪機械の確保

小松市保有機械・民間借上機械・リース機械により迅速な除雪を実施する。

## 6. 消雪装置施設

施設延長 L=約 78 km

## 7. 除雪機械オペレーターの育成

「小松市除雪機械技能向上支援事業実施要綱」に基づき、除雪オペレーターの確保と迅速・的確な降雪体制を整備し、災害に強いまちづくりを目指すため、熟練技能を要す除雪オペレーターの育成に対し、補助金を一部交付する。

## 8. 市民協働の除雪作業の円滑化

町内会と市の協力による除雪作業の円滑化を図るとともに、安全安心なまちづくりに寄与するため、町内会が行う除雪機械の購入及び借上げに対し、「はつらつ環境整備助成金（除雪機械）交付要綱」に基づきその経費の一部を補助する。

## 9. 情報連携

### (1) 情報収集

気象台からの気象情報、国土交通省、石川県が設置している監視カメラからの路面情報等をリアルタイムに把握し、ホットラインにより適切かつ迅速に除雪業務を実施する。

### (2) 関係機関との情報連携

国土交通省金沢河川国道事務所の「情報連絡本部」、石川県南加賀土木総合事務所の「地域防雪連携本部」、さらに NEXCO 中日本、警察と連携するとともに、小松市除雪対策本部に「広報情報センター」を設置することにより、道路交通情報の収集・共有を強化し、交通規制、渋滞対策、事故対策、排雪対策についても調整・協議を行う。

## 10. 市民・企業への情報提供

降積雪状況や交通規制状況などの情報について、積雪状況に応じ、除雪状況、事故・渋滞情報等のタイムリーな情報発信に努める。速やかに市民・企業へ情報提供し、時差出勤や部分休業などを促すことで、除雪作業の効率化を図る。

## 第4． 実施計画

### 1 降雪体制・組織

- (1) 冬期の道路交通を確保するため、「本年12月1日～翌年3月31日まで」小松市除雪対策本部を設置する。作業内容については、降雪体制（別図1）のとおりとする。
- (2) 降雪体制（別図1）は、降雪状況により、注意、初動、警戒、雪害、災害の5つとし、雪害態勢に移行した場合は、小松市雪害対策本部を設置し、災害態勢に移行した場合は、小松市災害対策本部を設置する。
- (3) 各降雪体制における組織図は次のとおりとする。

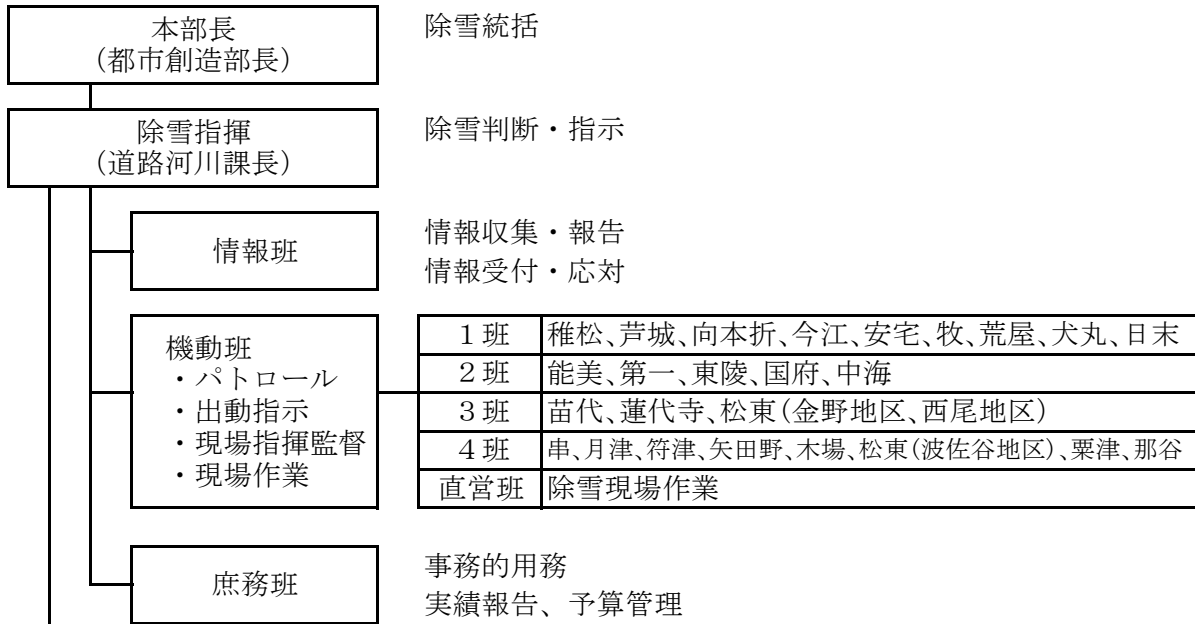
降雪体制（態勢）

体制 (態勢)	積雪状況	体制の基準 (観測地点：南加賀土木総 合事務所)	作業内容	組織名 (設置場所)	対応部署
注意	平地で積雪が見られる場合 山地で積雪10cm以上の恐れがある場合	積雪量10cm未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報の収集</li> <li>・ 市内パトロール</li> <li>・ 消雪装置稼働</li> <li>・ 凍結防止剤散布</li> <li>・ 除雪機械出動（山地など一部）</li> </ul>	小松市除雪対策本部 本部長：都市創造部長 (道路河川課内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路河川課職員</li> <li>・ 本部長が命じた都市創造部職員</li> </ul>
初動	市内全域で積雪10cm以上の恐れがある場合	積雪量10～30cm 大雪注意報発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報の収集</li> <li>・ 市内パトロール</li> <li>・ 消雪装置稼働</li> <li>・ 凍結防止剤散布</li> <li>・ 除雪機械出動</li> <li>・ 関係機関との連携、情報共有の強化</li> <li>・ 警戒態勢移行の準備</li> </ul>		
警戒	市内全域で積雪10cm以上、かつ、更に降り続く恐れがある場合	積雪量30～50cm 大雪警報発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報の収集</li> <li>・ 市内パトロール</li> <li>・ 消雪装置稼働</li> <li>・ 凍結防止剤散布</li> <li>・ 除雪機械出動</li> <li>・ 関係機関との連携、情報共有の強化</li> <li>・ 市民への情報発信の強化</li> <li>・ 排雪場所の準備、開設</li> <li>・ 通行止め等の交通規制</li> <li>・ 雪害態勢移行の準備</li> </ul>		
雪害	石川県により、地域防雪連携対策本部が設置され、かつ、市民生活に支障が生ずる恐れがあると認められる場合	積雪量50cm以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部員会議の開催</li> <li>・ 情報収集・分析・対策</li> <li>・ 被害状況の確認</li> <li>・ 排雪作業の準備、開始</li> <li>・ 臨時排雪場所の確保、開設</li> <li>・ 災害態勢移行の準備</li> </ul>	小松市雪害対策本部 本部長：市民共創部長 (防災安全センター内)	全部署
災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日降雪量60cmを超えた場合</li> <li>・ 金沢気象台より大雪特別警報発表の可能性が高まったとの事前連絡があった場合</li> <li>・ 更なる降雪に対して人命が脅かされ救助等の援助対策が求められる場合</li> </ul>	主要幹線道路の交通が遮断・集落の孤立化など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小松市災害対策本部条例</li> <li>・ 小松市災害対策本部要綱</li> <li>・ 小松市地域防災計画による</li> </ul>	小松市災害対策本部 本部長：市長 (防災安全センター内)	全部署

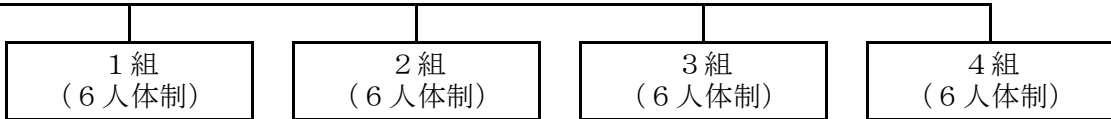
※広報情報センターは電話応対、情報収集・分析、情報発信の強化を目的とし、センター長は都市創造部長、センター員は都市創造部長が命じた職員とする。

# 小松市除雪対策本部組織

## 【注意・初動体制】



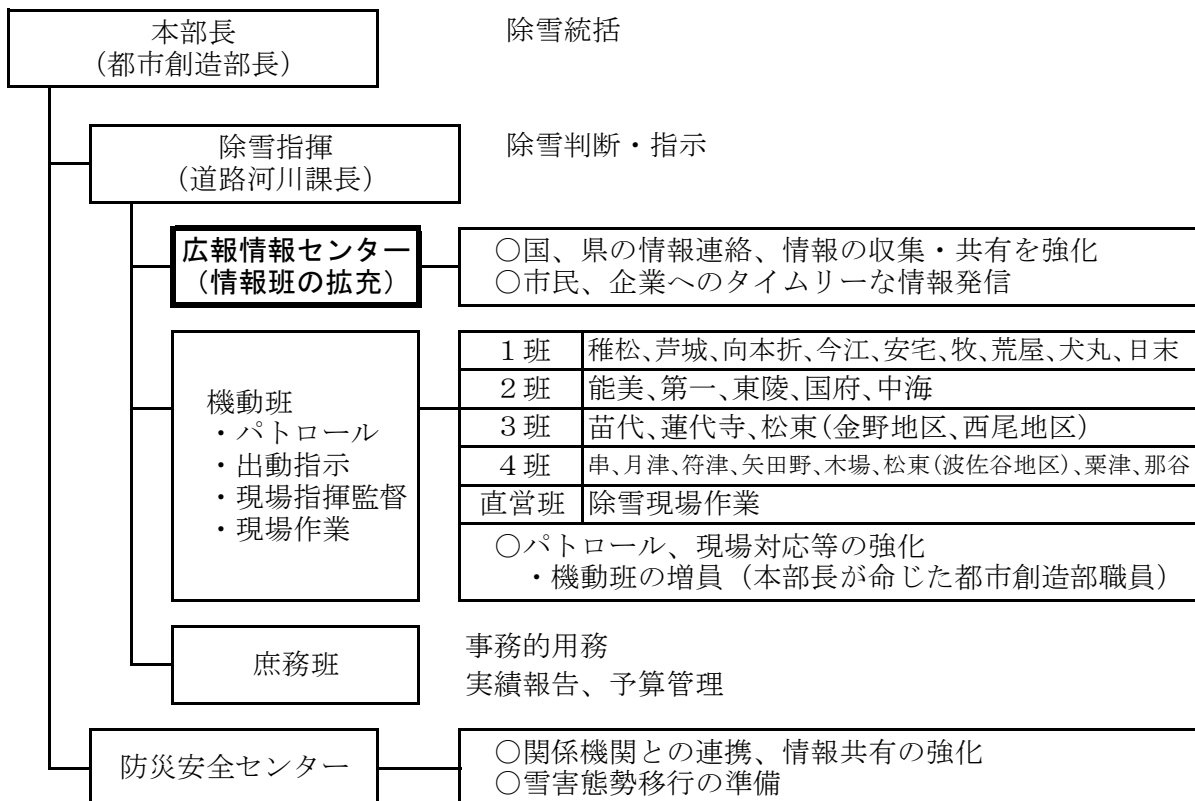
## ※夜間・休日



※6人体制の4組により冬期間(12月～3月)をローテーション

※道路河川課職員及び本部長が命じた都市創造部職員

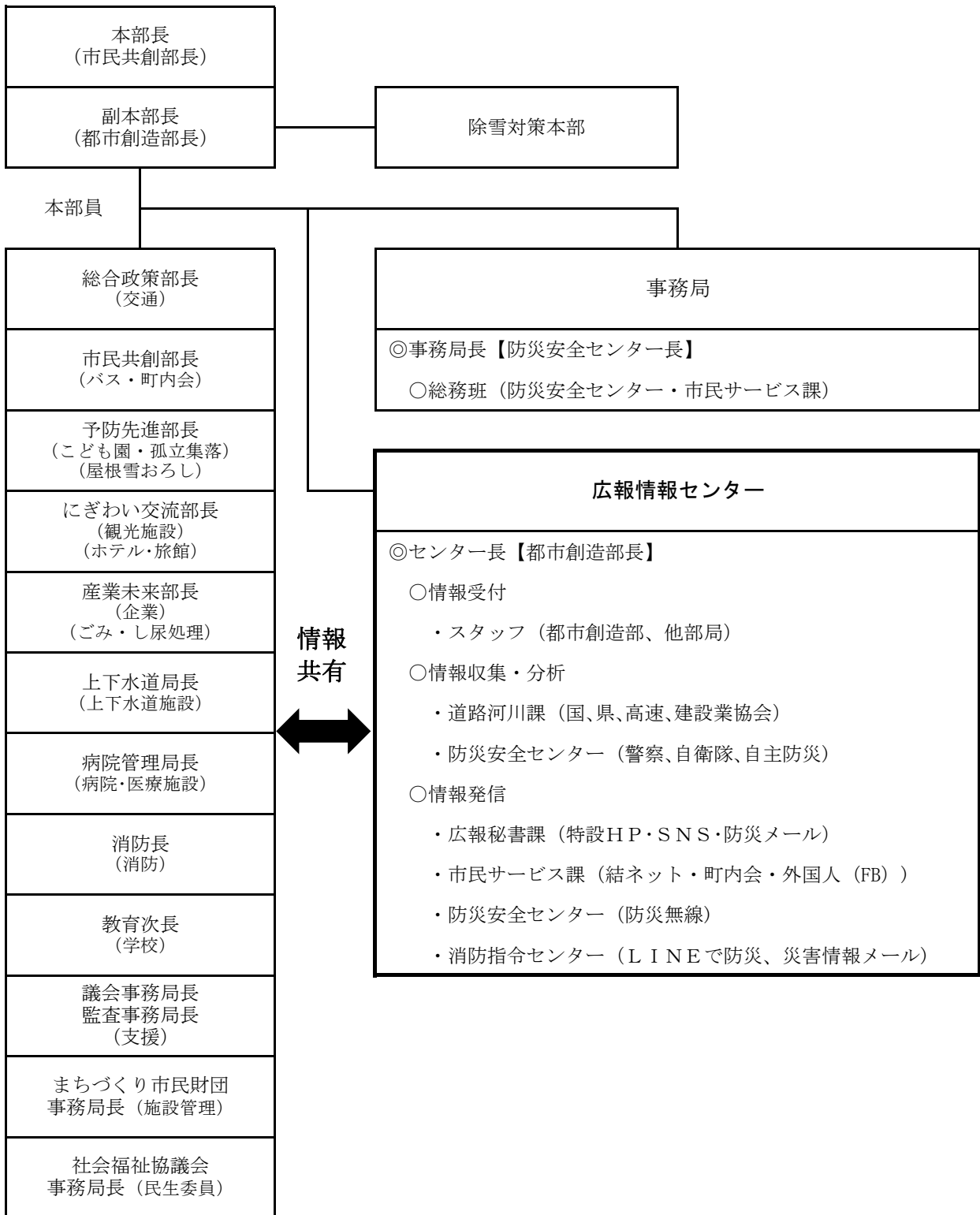
## 【警戒態勢】





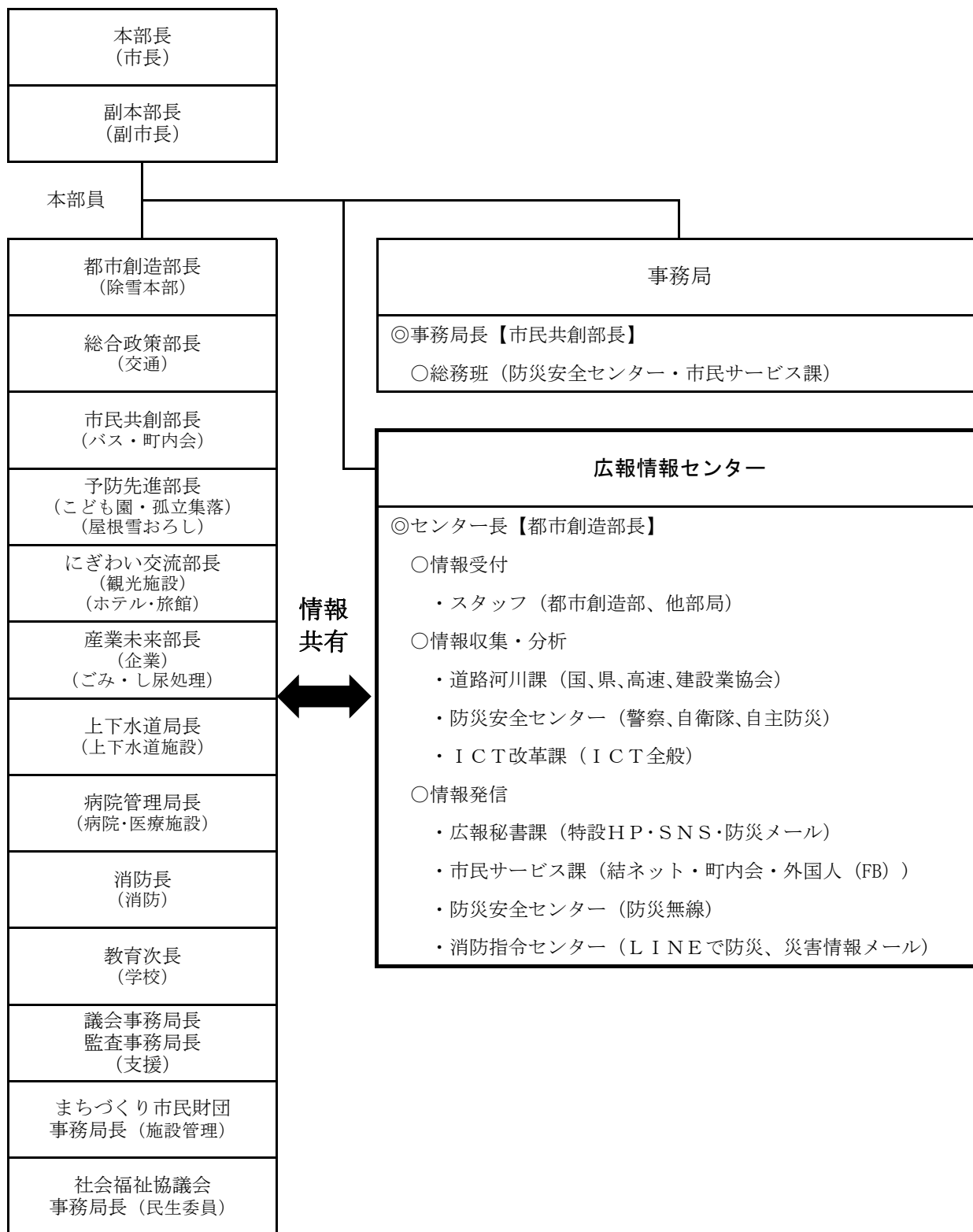
# 小松市雪害対策本部組織

## 【雪害態勢】



# 小松市災害対策本部組織

## 【災害態勢】



## 2 除雪方法

- (1) 除雪区分は、公共交通、緊急避難、及び民生の安定等を勘案し、次の区分とする。

区分	除雪目標	道路基準
重点除雪路線	常時2車線の幅員確保を原則とする	幹線市道
通常除雪路線	1車線幅員で100m毎に待避所を確保する	一般市道
簡易除雪路線	1車線の幅員確保を原則とする	その他の道路

- (2) 雪みちネットワーク路線の活用

物資輸送、交通拠点、病院、消防署等を結節する国道、県道及び市道に関して、大雪時には、迅速かつ優先的に除雪を行う。必要に応じて各関係機関との相互応援により除雪を行う。また、利用者に雪みちネットワーク路線の除雪情報等を提供し、渋滞回避を促す。

- (3) 通勤・通学時間帯の交通確保

降雪のピークが通勤・通学時間帯と重なることが予想される場合は、一旦除雪が終了した後も、即時に再出動できる体制を維持する。

## 3 自助、共助による除雪

円滑な除雪作業を実施するため、次のとおり市民に対して周知を行い、協働にて除雪を実施することについて市民の啓発を行う。また、乗用型除雪機械での除雪ができない狭い生活道路、通学路、歩道や公民館等の地域施設は、地域住民の共助による除雪の普及・促進を図るため、町内会に機械購入等補助を行うとともに、消防団に配備した小型除雪機械を活用する。

- (1) 冬用タイヤの装着や、車へのスコップの積み込みなどの雪への備えは降雪前に行う。
- (2) 道路上に除雪作業の障害となるような物を放置しない。道路敷地内の敷鉄板、看板等の除雪時の支障物を撤去する。また、自家用車等の路上駐車をしない。
- (3) 狭い生活道路や消火栓の周辺などは地域の共助で除雪を行う。
- (4) 自宅の玄関、車庫の前は個々に行う。
- (5) 道路上に雪を出さない。側溝、排水路、下水道の雨水マスに排雪しない。
- (6) 大雪時には、時差出勤に努めるよう企業、学校、福祉施設等へ働き掛ける。
- (7) 大雪時の通勤は、マイカーを自粛し、相乗り又は公共交通機関を利用する。

## 4 関係機関との協力体制の整備

除雪対策本部は、除雪作業を円滑・効果的に行うため、次により関係機関との協力体制を整えるものとする。

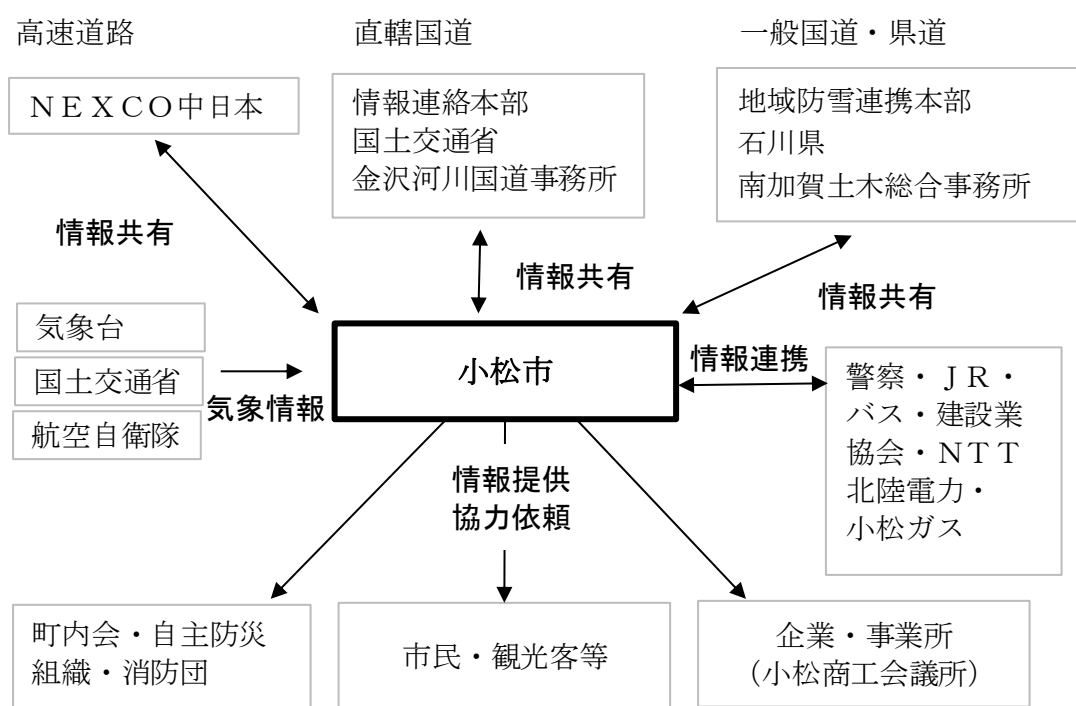
- (1) 国土交通省、石川県、中日本高速道路(株)、各道路管理者と事前に協議し、迅速な情報連絡体制を確認しておく。
- (2) 小松警察署と除雪計画について協議し、路上駐車の取り締まり強化及びその他除雪作業に必要な交通規制・情報連携について協力を要請する。
- (3) 歩道除雪については、雪みち計画に基づき、住民の協力により実施する。
- (4) 消火栓、貯水池の場所は消防本部の協力を得て除雪を行い、赤旗で標示する。
- (5) 大雪時には、小松能美建設業協会と連携し、山間部集落の屋根雪おろし、排雪作業等を行う。

## 5 情報の収集・発信

除雪対策本部は、次により情報収集に努めるものとする。

- (1) 国土交通省及び石川県との連携を密にし、気象情報・観測記録等、除雪作業に必要な資料を収集する。
- (2) 降雪が予想される時は、本部員によるパトロールを実施し、積雪深、路面状況等、除雪作業に必要な情報を収集する。
- (3) 石川県の道路監視カメラや市内3箇所の積雪観測地点等の降雪・積雪情報を効率、迅速に収集する。
- (4) 除雪状況、事故、渋滞情報など収集した情報は、防災無線、防災メール、市ホームページ、SNS、結ネット、LINEで防災などにより、積雪状況に応じてタイムリーに市民・企業へ情報発信する。

### 情報連携図



## 6 その他

除雪対策本部は除雪作業を円滑に行うため、11月30日までに以下の体制を整えておかなければならない。

- (1) 除雪を実施するための組織を設置する。
- (2) 本計画書を基本に、本部員の業務分担、除雪計画路線、除雪委託者との契約、除雪機械の確保等を行う。
- (3) 国土交通省及び石川県が除雪する道路等の結節点での除雪が円滑に行われるよう、あらかじめ関係機関と十分連絡協議する。
- (4) 除雪機械及び付属部品等を点検し、降雪時には即時出動できる体制を整えておくとともに、除雪機械等が損傷した場合、迅速・確実に修理できるよう準備する。
- (5) 除雪作業の危険防止及び走行目標確認のため、除雪路線の必要な箇所にスノーポールを設置する。
- (6) 凍結の恐れがある箇所には、凍結注意の看板等を設置し、運転者に注意喚起する。
- (7) 道路占用工事については、降雪期間中の許可及び承認を控えることとするが、やむを得ず許可（承認）する場合は、申請者と工事区間の除雪作業の調整を行う。

# 令和2年度 小松市雪害対策

## 第1. 目的

冬期間における降雪、積雪による被害の未然防止と軽減を図るために必要な対策を講ずることにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

## 第2. 基本方針

雪害態勢は、「小松市雪害対策本部」が行うものとし、道路除雪については、「小松市除雪対策本部」が行うものとする。

## 第3. 本部の設置

### (1) 設置基準

雪害態勢の指揮命令系統を明確にし、的確な情報収集を図るため次の基準\*により雪害対策本部を設置するものとする。なお、降雪、積雪状況、被害発生状況等により災害対策本部の設置が必要な場合は、地域防災計画の規定により災害対策本部を設置するものとする。

※ 石川県による地域防雪連携本部が設置され（積雪深が南加賀土木総合事務所前 50cm 又は尾小屋 120cm のとき）、かつ、雪害により市民生活に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

### (2) 設置場所

設置場所は、庁舎2階防災対策室（防災安全センター）とする。

### (3) 通知先

通知先は、災害対策本部設置の通知先に準ずる。

（石川県、防災関係機関、市民等）

## 第4. 本部の組織・構成

雪害対策本部の組織及び構成は7ページのとおりとする。

## 第5. 本部員会議

本部長は、雪害対策本部を設置したとき、または、必要に応じて本部員を招集し本部員会議を行うときには、的確な情報収集、分析を行い、雪害対策にかかる措置事項を決定するものとする。

## 第6. 雪害態勢

雪害態勢における各部の事務分掌は次のとおりとする。

所属部局		事務分掌
本部 事務局	防災安全 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪害対策会議の統制及び各局間の調整</li> <li>・防災行政無線、Ｌアラート（緊急速報メール）等の運用管理業務</li> <li>・県及び関係機関への報告、連絡、通報、調整業務</li> <li>・雪害対策会議に関すること</li> <li>・気象情報の収集、伝達</li> <li>・市民へ防災行政無線等による情報提供</li> <li>・消防本部指令センターとの連携等</li> <li>・その他本部運営に関する必要な業務（映像伝送を含む。）</li> </ul>
	市民 サービス課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪害対策本部長の特命による事項</li> <li>・本部事務局への支援</li> </ul>
広報情報 センター		<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報受付</li> <li>・情報収集、分析（道路、気象、降雪、積雪状況等）</li> <li>・情報伝達、発信</li> </ul>
総合政策部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の運行状況の把握、調整等（鉄道、航空機等）</li> <li>・道路渋滞の状況把握、情報提供等</li> <li>・渋滞長期化による飲料、食料、燃料の提供</li> <li>・ＩＣＴ機器の管理等</li> <li>・市職員の参集、動員に関すること</li> <li>・雪害広報に関すること（特設ＨＰ、防災情報メール、ＳＮＳ等）</li> <li>・報道機関への広報に関すること</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・庁内放送による庁内職員への情報伝達</li> <li>・市保有車両の使用統制及び運行管理</li> <li>・市庁舎等の施設の点検、機能維持に関すること</li> </ul>
都市創造部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪関係機関との連絡調整</li> <li>・排雪作業の準備、開始</li> <li>・臨時排雪場所の確保、開始</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪崩対策（危険箇所の把握と監視、雪庇の除去、交通規制、避難勧告等）</li> <li>・市内パトロール、現地作業、資機材の運搬等</li> <li>・現場との連絡調整（状況に応じ交通規制、除雪活動等）</li> <li>・国、県等の関係機関との連絡調整</li> <li>・市営住宅、空き家等の被害状況の把握及び対応</li> <li>・駅、公園等施設の被害状況調査及び対応</li> </ul>
市民共創部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の運行状況の把握、調整等（路線バス等）</li> <li>・町内会等との連絡調整（結ネット等）</li> <li>・外国人住民への連絡（Facebook等）</li> <li>・公民館等関係機関の除雪</li> </ul>
予防先進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立集落に関すること（安否確認、救助支援等）</li> <li>・屋根雪下ろしに関すること（広報、補助制度の利用、業者紹介等）</li> <li>・福祉関係施設への情報伝達</li> <li>・食料、薬品等の調達に関すること</li> <li>・医療機関との連絡調整</li> <li>・要配慮者への対応、要配慮者入所施設の対応</li> <li>・こども園、児童福祉施設等の入所児童の安全確保</li> </ul>
病院管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び関係医療機関と連携して行う医療活動に関すること</li> <li>・入院、外来患者等の安全確保</li> <li>・医療品、薬品等の調達等に関すること</li> <li>・構内等の除雪</li> <li>・病院施設の点検、機能維持に関すること</li> </ul>
にぎわい交流部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設、観光客、旅行者の安全確保（観光施設、宿泊施設等の予約状況等の把握も含む）</li> <li>・文化施設、スポーツ施設の除雪</li> <li>・文化財等の保護</li> </ul>
産業未来部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理に関すること（町内会等のごみ出し、収集業者との調整等）</li> <li>・エコロジーパーク構内等の除雪</li> <li>・し尿処理に関すること（小松加賀環境衛生事務組合）</li> <li>・企業等の操業状況等の把握</li> <li>・商工関連団体との連絡調整</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産被害の被害状況の把握及び対応</li> <li>・J A、森林組合、漁業組合との連絡調整</li> <li>・雪崩対策</li> </ul>
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理施設のパトロール、被害の特定、復旧作業</li> <li>・工事現場の事故防止、管理保全、地区住民への広報</li> <li>・水道管の凍結防止の広報、破損、断水時等の対応</li> <li>・資機材の確保、配水応援体制の確保</li> <li>・応急配水、給水に関すること</li> <li>・上下水道施設の被害調査及び管理</li> </ul>
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪害及び火災予防広報（防災行政無線、LINEで防災、災害情報メール、巡回等）</li> <li>・消防水利の確保</li> <li>・消火栓、防火水槽、消防車庫等必要な箇所の除雪</li> <li>・市内パトロール及び情報収集</li> <li>・消防団への除雪指示等</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休校、集団登下校等の措置</li> <li>・学校等教育施設等の除雪</li> </ul>
議会事務局 監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会との連絡調整に関すること（議会事務局）</li> <li>・災害対策本部からの指示に基づく、他部局の応援</li> <li>・その他必要な対策</li> </ul>
まちづくり 市民財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育施設等の所管施設の除雪</li> <li>・施設の点検、機能維持に関すること</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設、民生委員・児童委員等との連絡調整</li> <li>・要配慮者への対応等</li> </ul>